

# 各種届出について

## 1、指定給水装置工事事業者 指定事項の変更

指定事項に変更があった場合、30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10号）」を提出してください。提出期限を過ぎる場合は、遅延理由書を提出してください。

変更事項		添付書類				
		定款 ※1	登記事項証明書※2	誓約書 (様式第2号)	住民票の写し(または外国人登録証明書の写し)※2	指定店証再交付申請書(様式第1号)
法人の場合	事業所の名称					
	事業所の所在地					
	代表者の氏名					
	役員の氏名					
個人	氏名 ※3					
	住所					指定店証の記載事項に変更がある場合

※1 定款の写しを添付される場合は、余白に原本証明と代表者氏名・代表者印を押印してください。

※2 登記事項証明書(原本)・住民票(写し)は発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。

※3 「個人」の氏名変更とは、「個人事業主本人」の氏名変更に限ります。「個人」から「個人」への相続は一切できませんので、その場合は「廃止」後に「新規」登録の手続きをおこなってください。

指定店証の記載事項に変更がある場合は、指定店証再交付申請が必要になります。

指定店証の再交付(一部につき)…2,000円 変更手続き完了通知後、現金でお持ちください。

※変更前の指定店証については、必ず返納してください。

## 2、指定給水装置工事主任技術者 選任・解任

主任技術者の選任・解任があった時は、14日以内に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)」を提出してください(選任には免状のコピーが必要です)。また、給水装置工事主任技術者免状の交付番号に変更があった場合も、選任手続きと同様とします。

## 3、指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開

給水装置工事の事業を廃止・休止した時は、30日以内に、また、事業を再開する時は、10日以内に「指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書(様式第11)」を提出してください。

廃止届出書を提出する際には、指定店証も合わせて返納してください。

<問い合わせ先>

河内長野市上下水道部水道課

水道管理係

TEL0721-53-1111(内線609・678)

<届出場所>

河内長野市役所6階 水道課

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

※郵送でも受付いたします